

令和6年度版

事業者支援ガイドブック



(春の箕輪門)

令和6年4月
福島県二本松市

目 次

- 1 新事業チャレンジ補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
新事業チャレンジ、デジタル技術導入、展示会出展に対する補助
- 2 事業所等人材育成補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
人材育成のための研修費等に対する補助
- 3 創業支援空き店舗等活用事業補助金・・・・・・・・ 7
新たに事業を営もうとする方が市内の空き店舗等で創業する際
の費用に対する補助
- 4 創業者支援融資資金利子補給補助金・・・・・・・・ 11
新たに市内で事業を営もうとする方が借り入れる融資の利子に
対する補助

事業者支援ガイドブックについて

本ガイドブックは、市内で事業を営む方やこれから事業を開始する方を支援する制度をまとめたものです。

【注意点】

- 掲載されている内容は、各施策の概要ですので、実際に活用する際は、あらかじめ下記【問い合わせ先】へご相談ください。
- 掲載されている内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各概要や申請様式は、商工課窓口で配付または市ウェブサイトからもダウンロードができます。

URL : <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/dir000785.html>

【問い合わせ先】

二本松市役所 産業部 商工課

住所 : 〒964-8601 福島県二本松市金色 403-1

TEL : 0243-55-5120 FAX : 0243-22-8533

Email : shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

令和6年度二本松市新事業チャレンジ補助金

市内の中小企業者等が行う「新事業チャレンジ」「デジタル技術導入」「展示会出展」に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

【令和6年度予算額850万円】

※予算額に達した場合、募集を締め切りますので実施時期に関わらずお早めにご申請ください。

■補助内容

項 目	内 容
補助 対象者	<p>中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者等が対象です。</p> <p>【中小企業者等とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所等を有し、市の住民基本台帳に記録されている個人又は主たる事業所等の所在地が市内である法人であること。 ・申請日時点において市内で1年以上商工業を営んでいること。 (要件) ・二本松市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。 ・関係法令に違反していないこと。 ・市税の滞納がないこと。 ・2年以上継続して事業を実施する意思のある者 ・対象となる補助対象経費について、他補助制度により補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。
補助 対象事業	<p>①新事業チャレンジに資する事業再構築</p> <p>②新たな生産性の向上や業務効率化に資するデジタル技術の導入</p> <p>③販路開拓に資する展示会出展</p>
補助額等	<p>【補助上限額】 50万円以内 (1,000円未満切捨)</p> <p>【補助率】 補助対象経費の3分の2以内</p> <p>※補助対象事業③のみの場合に係る補助上限額は10万円以内</p>
補助 対象経費	<p>補助対象経費は、以下の取組みを実施するための必要経費となります。</p> <p>※補助対象事業①、②においては、市内業者によって施工または市内業者から購入するものに<u>限る。</u></p> <p>※移動販売にあっては、主として市内で実施する事業に限る。</p> <p>①新事業チャレンジに資する事業再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新分野展開」… 主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造等することにより、新たな市場に進出すること ○「事業転換」… 新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更すること。 ○「業種転換」… 新たな製品を製造することにより、主たる業種を変更すること。 ○「業態転換」… 製品等の製造方法等を相当程度変更すること <p>②新たな生産性の向上や業務効率化に資するデジタル技術の導入</p> <p>事業継続・拡大を見据えたうえで、生産性や業務効率化の向上につながるソフトウェアなどのITツールの購入やシステム導入費など</p> <p>例) 販売管理ソフトや会計管理システム(非接触型POSレジ)の導入による業務効率化 電子商取引(EC)の導入</p> <p>※既存ソフトウェアやシステムの単なる更新は除く。</p> <p>③販路開拓に資する展示会出展</p> <p>市外で行われる事業者の製品や技術力を紹介するための展示会、見本市、商談会を補助対象とします。(物産展などの卸売を主たる目的とするものは補助対象外)</p>

補助 対象外	<p>○補助対象外の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに創業する方 ・医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、有限責任事業組合（LLP）、農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体 ・大規模小売店舗、道の駅若しくは当該敷地内にある店舗 ・中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業に該当する店舗 （定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し又は販売を斡旋し、かつ経営に関する指導を行う事業） ・フランチャイズチェーン店その他これに類するもの ・主として農業、林業、漁業、医療、福祉及び公務を営む方 ・過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた方 ・申請日の属する年度の前3箇年度以内に二本松市創業支援空き店舗等活用事業補助金の交付を受けた方 <p>○補助対象外の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の大半を他者に外注又は委託し企画だけを行う事業 ・グループ会社が既に実施している事業を実施するなど、補助対象事業の内容が容易に実施可能である事業 ・不動産賃貸、駐車場経営及び暗号資産のマイニング等の実質的な労働を伴わない事業又は専ら資産運用的性格の強い事業 ・購入した設備等を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させる事業 ・主として農業、林業、漁業、医療、福祉及び公務を営む事業 ・事業③のうち市内で行われる事業又は物産展などの卸売を主たる目的とする事業 ・公序良俗に反する事業 ・法令に違反する又は違反する恐れのある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第5号、同条第5項及び同条第13項第2号により定める事業 ・申請時に虚偽の内容を含む事業 <p>○補助対象外の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物の取得費又は賃借料 ・チェーン店加盟料、ECサイト手数料及び取扱手数料 ・事業で使用したものとして明確に区分できない経費 ・補助金の交付決定前に支出している経費 ・補助対象事業①、②において市外業者によって施工又は市外業者から購入する経費 ・その他市長が適当でないと認める経費
-----------	---

■補助金手続きの流れ

申請 手続き	<p>(1) 交付申請【申請者→市】 ※令和6年12月27日（金）まで 事業開始前に次の書類を作成し提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">■補助金交付申請書（第1号様式）■事業計画書（第2号様式）■収支予算書（第3号様式）■納税証明書（商工課補助金用）（課税がない者にあつては、課税証明書）■事業の内容と積算内容を確認できる書類（見積書の写し等）■定款その他申請者の概要が確認できる書類■振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し） <p>(2) 交付決定通知【市→申請者】 交付決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。</p> <p>(3) 変更申請【申請者→市】 交付決定後に申請内容を変更する場合は事前に市へ連絡してください。</p> <p>(4) 事業実施【申請者】 必ず補助金交付決定または変更交付決定を受けてから事業を開始してください。</p> <p>(5) 実績報告【申請者→市】 補助対象事業の完了した日から14日以内又は3月31日のいずれか早い日までに 次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">■補助金事業等実績報告書（第11号様式）■事業報告書（第12号様式）■収支決算書（第13号様式）■事業の内容と積算内容を確認できる書類（請求書の写し等）■補助対象経費の領収書の写し■事業の実施状況が確認できる写真等 <p>(6) 確定通知【市→申請者】 補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。</p> <p>(7) 補助金交付請求【申請者→市】</p> <ul style="list-style-type: none">■補助金等交付請求書 <p>(8) 補助金交付【市→申請者】</p>
-----------	--

■募集期限 令和6年12月27日（金）まで

申請書と添付書類を作成し、二本松市産業部商工課窓口へ直接持参により提出すること。

■注意事項

- 事業の採択にあたっては、申請あった事業内容を審査した上で決定します。
- 必ず交付決定通知がお手元に届いてから、事業を開始してください。
補助金の交付決定前に支出している経費は補助対象外です。
- 申請年度内（3月末日まで）に事業が完了し、実績報告が提出できるものが補助対象となります。
複数年度にわたる事業は補助対象外です。
- 事業が採択となった場合…
 - ・事業実施後にアンケートに回答いただきます。
 - ・優良事例については、市ウェブサイト等で公表させていただきます。

■新商品開発、販路開拓事業等の相談窓口（相談受付時間：平日 9：00～17：00）

福島県産業振興センターが設置する中小企業・小規模事業者のワンストップ相談窓口では、事業者がお困りのビジネスの課題に対し、専門的な助言や専門家の紹介等を行っています。相談は無料ですので、より効果的な事業を実施したい方はぜひこちらもご活用ください。

福島県よろず支援拠点（福島オフィス）

住所：〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま2階

TEL：024-525-4064 FAX：024-525-4065

■問い合わせ

二本松市役所 産業部商工課商工振興係

住所：〒964-8601 二本松市金色 403-1

TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533

メール：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

令和6年度二本松市事業所等人材育成補助金

市内事業所等における優秀な人材の育成・確保を推進するため、研修の開催にかかる経費の一部を補助します。

【令和6年度予算額100万円】

※予算額に達した場合、募集を締め切りますので実施時期に関わらず、お早めにご申請ください。

■補助内容

項 目	内 容
補助対象者	<p>次のすべてに該当する事業所等（大企業を含む、事業を営む者又は団体すべて）が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有していること ・市の住民基本台帳に記録されている個人。又は市内に本店の住所の登記がある法人。 ・市内で事業を1年以上営んでいること ・市税を完納していること ・補助対象事業について、他の補助制度により補助金等の交付を受けていないこと
補助対象事業	<p>令和6年4月1日から令和7年3月31日までに行われる以下の研修等が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学の主催する各種研修 ホームページ https://www.utsukushima.net ② 公益財団法人福島県産業振興センターその他の公益法人の主催する各種研修 ホームページ https://www.smrj.go.jp/institute/index.html ③ 事業所等が自ら企画し、講師等を依頼して市内において開催する研修（補助対象外） 職務管理上必要な研修及び職務上必要な免許の取得、更新を目的とする研修 自動車及び原動機付自転車の運転免許取得、特殊免許、牽引免許取得に係る教習等
補助額 ※1,000円未満切捨	<p>○上記「補助対象事業」における①及び②の研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講に要する経費（受講料・テキスト代・旅費）の1/2以内の額 ・受講者1人につき限度額5万円 <p>※申請年度中1事業者10万円まで ※旅費における交通費は、公共交通機関を利用したもの</p> <p>○上記「補助対象事業」における③の研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修に要する経費の1/2以内の額（講師の依頼等にかかる経費・会場等の借上げにかかる経費） ・限度額20万円 <p>※補助対象事業とできるのは、申請年度中1事業者1研修</p>
申請手続き	<p>(1) 交付申請【申請者→市】</p> <p>事業開始前に次の書類を提出してください。</p> <p>※事業開始後の申請は補助対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■二本松市事業所等人材育成補助金交付申請書（第1号様式） ■研修の概要書 ■研修に要する経費の計算書 ■納税証明書（商工課補助金申請用） （課税がない者にあつては、課税証明書） ■振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し） <p>(2) 交付決定通知【市→申請者】</p>

申請
手続き

- (3) 変更申請【申請者→市】
交付決定後に申請内容を変更する場合は事前に市へ連絡してください。
- (4) 研修等当日【申請者】
実績報告の際に受講者名簿の写し及び補助対象事業③にあっては実施状況写真が必要となります。
- (5) 実績報告【申請者→市】
事業完了後14日以内又は3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。
※事業開始前の申請内容と相違がある場合、補助金交付額が減額となる場合があります。
- 事業所等人材育成補助金事業実績報告書（第4号様式）
 - 修了を証する書類の写し
 - 受講者名簿の写し
 - 研修に要した経費の領収書の写し
 - 実施状況写真（補助対象事業③の場合）
- (6) 確定通知【市→申請者】
- (7) 補助金交付請求【申請者→市】
■事業所等人材育成補助金交付請求書（第5号様式）
- (8) 補助金交付【市→申請者】

■問い合わせ

二本松市役所 産業部商工課商工振興係

住所：〒964-8601 二本松市金色 403-1

TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533

メール：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

令和6年度二本松市創業支援空き店舗等活用事業補助金

新たに事業を営もうとする者が市内の空き店舗で創業する際の改修費及び賃借料等に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

【令和6年度予算額780万円】

※予算額に達した場合、募集を締め切りますのでお早めにご申請ください。

■補助内容

項 目	内 容												
対象物件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内にある過去に店舗であった建物で3箇月以上利用されていないもの（大規模小売店舗の敷地内にあるものを除く。） ・ 建物または駐車場が道路に面していること。 												
申請資格	<p>市の住民基本台帳に記録されている者（開業日までに市外から転入する者を含む。）で、事業を営んでいない個人であって、申請年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。</p>												
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度中に営業を開始すること。 ・ 日本標準産業分類に定める産業のうち、下表の産業を主たる事業として行うもの。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">大分類</th> <th style="width: 30%;">中分類</th> <th style="width: 45%;">小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: top;">I 卸売業、小売業</td> <td style="text-align: center;">57 織物・衣服・身の回り品小売業</td> <td> 571 呉服・服地・寝具小売業 572 男子服小売業 573 婦人・子供服小売業 574 靴・履物小売業 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">58 飲食料品小売業</td> <td> 581 各種食料品小売業 582 野菜・果実小売業 583 食肉小売業 584 鮮魚小売業 585 酒小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">59 機械器具小売業</td> <td> 591 自動車小売業 592 自転車小売業 593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60 その他の小売業</td> <td> 601 家具・建具・畳小売業 602 じゅう器小売業 603 医薬品・化粧品小売業 604 農耕用品小売業 606 書籍・文房具小売業 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 608 写真機・時計・眼鏡小売業 609 他に分類されない小売業 </td> </tr> </tbody> </table>	大分類	中分類	小分類	I 卸売業、小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業	571 呉服・服地・寝具小売業 572 男子服小売業 573 婦人・子供服小売業 574 靴・履物小売業 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業 582 野菜・果実小売業 583 食肉小売業 584 鮮魚小売業 585 酒小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業	59 機械器具小売業	591 自動車小売業 592 自転車小売業 593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業 602 じゅう器小売業 603 医薬品・化粧品小売業 604 農耕用品小売業 606 書籍・文房具小売業 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 608 写真機・時計・眼鏡小売業 609 他に分類されない小売業
大分類	中分類	小分類											
I 卸売業、小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業	571 呉服・服地・寝具小売業 572 男子服小売業 573 婦人・子供服小売業 574 靴・履物小売業 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業											
	58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業 582 野菜・果実小売業 583 食肉小売業 584 鮮魚小売業 585 酒小売業 586 菓子・パン小売業 589 その他の飲食料品小売業											
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業 592 自転車小売業 593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）											
	60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業 602 じゅう器小売業 603 医薬品・化粧品小売業 604 農耕用品小売業 606 書籍・文房具小売業 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 608 写真機・時計・眼鏡小売業 609 他に分類されない小売業											

補助要件	M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店	761 食堂、レストラン（専門料理店を除く） 762 専門料理店 763 そば・うどん店 764 すし店 765 酒場、ビヤホール 767 喫茶店 769 その他の飲食店
		77 持ち帰り・配達飲食サービス業	771 持ち帰り飲食サービス業
	N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業 782 理容業 783 美容業 784 一般公衆浴場業 785 その他の公衆浴場業 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
		79 その他の生活関連サービス業	793 衣服裁縫修理業 799 他に分類されない生活関連サービス業
P 医療、福祉	83 医療業	835 療術業	
<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の顧客が訪問し、有人かつ対面で直接的にサービス及び商品の提供を行うこと。 ・事業の基本となる業務の大半を創業者が自ら行うこと。 ・事業に必要な資格や許認可等を取得している又は取得する見込みであること。 ・創業する地域の商店会及び「二本松商工会議所」又は「あだたら商工会」の会員となること。 ・創業後2年以上継続して営業を行うことが見込まれ、週4日以上営業を行うこと。 ・関係法令に違反していないこと。 ・二本松市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。 ・市税を滞納していないこと。 ・この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ・「補助対象経費」について他の補助金等を受けてないこと。 ・空き店舗の所有者が創業者または創業者の3親等以内の親族でないこと。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に定める建築物の建築等に関する申請及び確認が必要となる改修又は用途変更でないこと。 ・過去に空き店舗等を営業していた者と創業者が同じでないこと。 ・市内に既にある店舗を移転することにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと。 ・風営法第2条に規定する営業に該当していないこと。 ・中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業に該当していないこと。 ・フランチャイズチェーン店その他これに類しないこと。 ・補助金の交付決定前に事業を開始していないこと。 ・サービス及び商品等の提供を行わず、事務的業務のみを行うことを目的としていないこと。 			

補助対象 経費	<p>空き店舗等を活用して営業を開始する際に必要な次の費用を対象とします。</p> <p>①店舗等改修費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、サイン工事、電気照明等の設置工事等 ・建物と一体となって機能する設備の導入、備品の購入（商品陳列棚、店舗看板等で建物の固定されるもの等） <p>【注意】市内業者を利用する改修または備品購入に限ります。</p> <p>②店舗等賃借料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借店舗等の月額家賃（敷金、礼金等の諸経費を除く。） ・空き店舗等が店舗併用住宅である場合の店舗等に係る賃借料は、店舗等及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出します。 			
補助額等 ※1,000円 未満切捨	補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助 限度額
	①店舗等改修費	交付決定日から営業開始日まで	2/3以内	200万円
	②店舗等賃借料	営業開始日の属する月の翌月から6月間	2/3以内	10万円/月
申請 手続き	<p>(1) 交付申請【創業者→市】</p> <p>事業開始前に次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■創業支援空き店舗等活用事業補助金交付申請書（第1号様式） ■事業計画書（第2号様式） ■必要な資格及び許認可等を証明する書類の写し（既に取得している場合に限る。） ■店舗等の改修等を行う場合は、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・改修等内容及び積算内容を確認できる書類（見積書の写し等） ・施工前の店舗等の内外部の現状がわかる写真 ・店舗等の所有者を特定できる書類（不動産登記事項証明書） ・店舗等の所有者の同意書 ■店舗等の位置図及び平面図 ■空き店舗等の賃貸借契約書の写し ■空き店舗等が過去に店舗として利用されていたことを確認できる書類（建築確認済証の写し等） ■納税証明書（商工課補助金用） ■創業者に係る経歴を記した書類 <p>(2) 交付決定【市→創業者】</p> <p>補助金決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。</p> <p>(3) 工事の着工等【創業者】</p> <p>必ず補助金交付決定を受けてから事業を開始してください。</p> <p>賃貸料については「営業を開始した日の翌月分」から補助対象となります。</p> <p>(4) 実績報告【創業者→市】</p> <p>対象経費を支払ってから14日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次の書を提出してください。</p> <p>①店舗等改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ■創業支援空き店舗等活用事業補助金実績報告書（改修費）（第5号様式） ■改修等内容及び積算内容を確認できる書類（請求書の写し等） ■補修対象経費の領収書の写し ■改修等完了写真（施工後の店舗等の内外部の現状がわかるもの） ■必要な資格及び許認可等を証明する書類の写し（交付申請時に未提出だった場合。） ■開業を証明する書類の写し（個人事業の開業届出書等） ■商店会及び会議所又は商工会の会員であることを証明する書類の写し 			

②店舗等貸借料

■創業支援空き店舗等活用事業補助金実績報告書（貸借料）（第6号様式）

■貸借料の支払を証明する書類（領収書の写し等）

(5) 確定通知【市→創業者】

補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。

(6) 補助金交付請求【創業者→市】

(7) 補助金交付【市→創業者】

■問い合わせ

二本松市役所 産業部商工課企業誘致係

住所：〒964-8601 二本松市金色 403-1

TEL：0243-55-5121 FAX：0243-22-8533

メール：kigyoyuchi@city.nihonmatsu.lg.jp

令和6年度二本松市創業者支援融資資金利子補給補助金

新たに市内で事業を営もうとする方が借り入れる資金の利子に対して、その費用相当額を補助します。

【令和6年度予算額100万円】

※予算額に達した場合、募集を締め切りますのでお早めにご申請ください。

■補助内容

項 目	内 容
補助対象 融資	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県起業家支援保証融資 ・株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資 ・市内金融機関が実施する上記2つの融資条件に準ずる融資 <p>※対象融資の上限額は2,000万円です(これを上回る場合も2,000万円とみなします)。 ※ただし、借換資金としての融資は、補助金の対象となりません。</p>
創業者の 定義	<p>市の住民基本台帳に記録されている者(開業日までに市外から転入する者を含む。)で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの又は市内に主たる事業所を有する法人(開業日までに市内に法人の本店の住所を登記する者を含む。)が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を営んでいない個人のうち、年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 ・事業を営んでいない個人のうち、新たに会社を設立し、申請年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 <p>※会社の代表者が別の会社を営み事業を行っている者は対象外となります。</p>
補助 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象融資を受けた後速やかに創業する者、または、創業後1年以内に対象融資を受けている者 ・市税を滞納していないこと。 ・フランチャイズチェーン店その他これに類しないこと。
補助額	<p>対象資金に係る利子のうち、交付期間における各年分の1月1日から同年12月31日までに支払った額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二本松市商業まちづくり基本構想に定める小売商業施設の誘導を図る地区内の場合 は2年間分 ・限度額は、融資額に係る利率の年2.0パーセントの割合で計算した額(1円未満の額は切り捨て) <p>※延滞利子を除く額</p>

■補助金手続きの流れ

申請 手続き	<p>(1) 交付申請【申請者→市】 次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■利子補給補助金交付申請書(第1号様式) ※金融機関の証明を受けてください。 ■資金の融資に係る金融機関へ提出する借入申込書等の写し ■資金の融資に係る償還予定表の写し ■納税証明書(商工課補助金用) ■創業を証明する書類の写し又は事業計画書等 <p>※対象融資を受けた日の属する月の翌月の末日までに申請してください。</p> <p>(2) 交付決定通知【市→申請者】</p> <p>(3) 補助金交付請求【申請者→市】 毎年1月末までに「交付請求書」を提出して下さい。 ※請求する額は、前年の1月1日から12月31日までに支払った利子額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■利子補給補助金交付請求書(第3号様式) ■利子補給補助金交付決定通知書の写し ■納税証明書(商工課補助金用) ■利子払込証明書又はこれに代わるもの <p>(4) 補助金交付【市→申請者】 毎年3月頃に利子補給補助金を交付します。</p>
-------------------	---

申請者

(1) 交付申請

- ・ 交付申請書
(第1号様式)
- ※金融機関の証明必要
- ・ 借入申込書等の写し
- ・ 償還予定表の写し
- ・ 納税証明書(商工課補助金用)
- ・ 創業を証明する書類の写し又は事業計画書等

(2) 交付決定通知

- ・ 交付決定通知書

(3) 補助金交付請求

- ・ 交付請求書
(第3号様式)
- ・ 交付決定通知書写し
- ・ 納税証明書(商工課補助金用)
- ・ 利子払込証明書等
又はこれに代わるもの
- ※金融機関の証明必要
(毎年1月末まで提出)

(4) 補助金交付

- ・ 指定口座振込
(毎年3月頃)

二本松市

※交付申請は1回ですが、補助金交付請求は、毎年1月末までに提出して下さい。

■創業に関する相談

二本松商工会議所(二本松地域で創業を希望される方)

住所：〒964-8577 二本松市本町一丁目60番地1

TEL：0243-23-3211 FAX：0243-23-6677

あだたら商工会(安達・岩代・東和地域で創業を希望される方)

住所：〒969-1404 二本松市油井字背戸谷地11番地2

TEL：0243-23-5854 FAX：0243-22-4438

■問い合わせ

二本松市役所 産業部商工課企業誘致係

住所：〒964-8601 二本松市金色403-1

TEL：0243-55-5121 FAX：0243-22-8533

メール：kigyoyuchi@city.nihonmatsu.lg.jp